

# 不法投棄実態調査 報告書

令和5年12月

沖縄県環境部環境整備課

# 1 本調査の調査方法について

## (1) 調査概要

本調査は、令和4年度における県内の不法投棄事案について、市町村の協力のもと実施した調査である。

## (2) 調査対象

令和4年度において市町村及び各保健所が把握している不法投棄事案のうち、発覚時における不法投棄物の重量が1 t以上の不法投棄事案を調査対象とした。

なお、調査対象事案のうち、一部撤去により1 t未満となっている場合も継続調査しており、全量撤去されるまで本報告書に計上している。

## (3) 調査対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

## (4) 調査方法

ア 各保健所を経由して全市町村あてに調査票を送付し、令和5年3月末までに把握している不法投棄情報を収集した。（那覇市については、直接依頼している。）

イ 各市町村から提供された情報について、県が保有する情報と照合し、必要に応じ現場確認等を行い、それをもとに本報告書を作成した。

## (5) 特記事項

ア 調査票を送付した市町村のうち、10市6町11村から調査対象となる不法投棄事案があるとの報告を受けた。うち、新規の不法投棄事案を報告した市町村は2市2町1村であった。

イ 本報告書の重量（t）については小数点第1位を、割合（%）については小数点第2位を四捨五入しているため、総数と個々の数値の合計が一致しない場合がある。

ウ 過年度の同調査報告書を精査したところ、集計に一部誤りがあり、本報告書で数値を修正しているため、過年度の報告書とは数値が合わない場合がある。

エ 本報告書における不法投棄物の重量は、目視による推計量である。

## 2 調査結果

### (1) 不法投棄の件数や重量

#### ア 不法投棄の件数の推移

令和4年度に把握した不法投棄の件数は124件であった。そのうち、同年度中に全量撤去に至った件数は12件であり、年度末残存件数は112件となった。

また、124件のうち、令和4年度中に新たに報告された事案が8件であり、過年度から残存している事案が116件であった。

過去10年間における不法投棄の件数の推移を図1に示す。不法投棄の件数は、過去10年間増加傾向にあるが、前年度の不法投棄の件数127件と比較すると3件減少する結果となった。

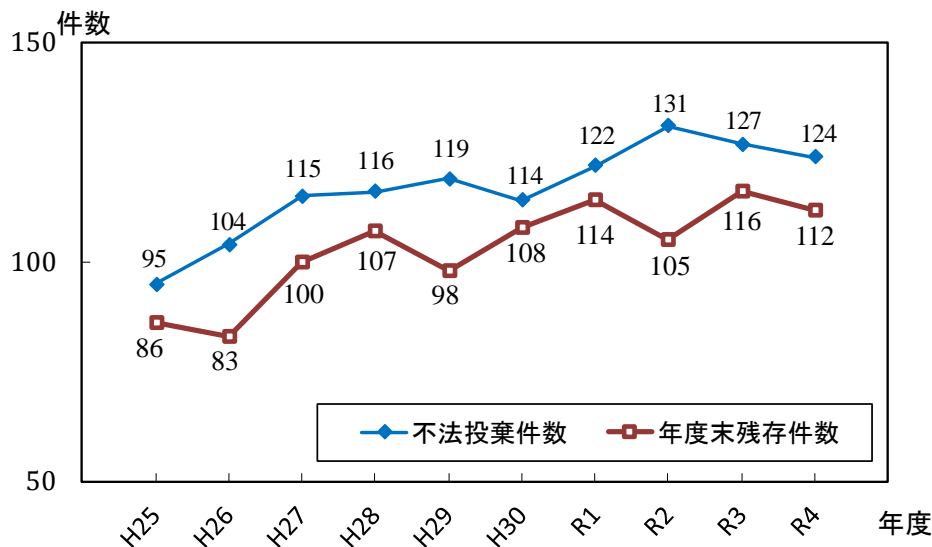


図1 不法投棄の件数の推移(平成25年度～令和4年度)

#### イ 不法投棄の総重量の推移

県内に不法投棄された廃棄物の総重量の推移(5年間)を図2に示す。令和4年度における不法投棄廃棄物の総重量は2,376tであり、前年度の2,369tと比較して7t増加しており、過去5年間で最も総重量が大きい。

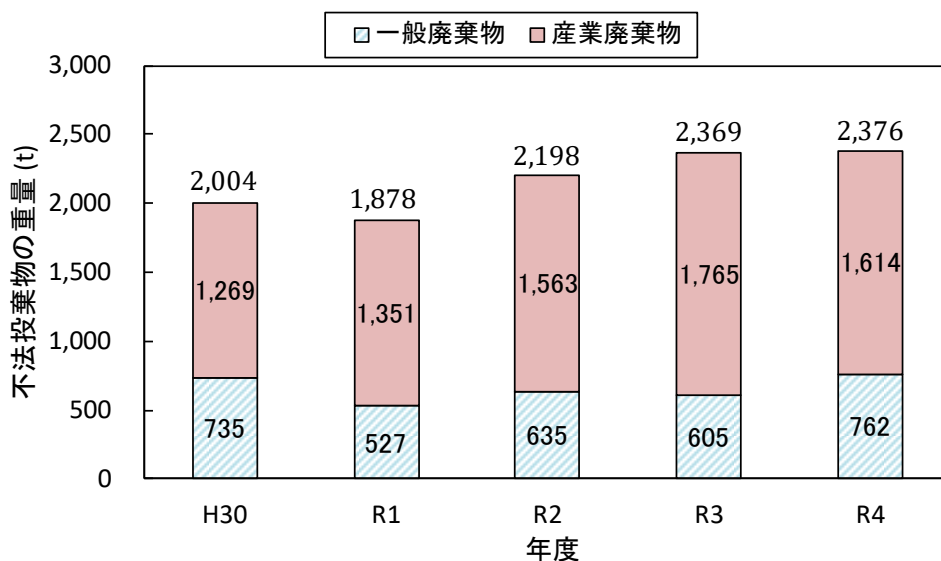


図2 不法投棄物総重量の推移(単位:トン)

ウ 不法投棄物の重量の分布

本調査で把握している124件の不法投棄事案について、不法投棄物の重量の分布を図3に示す。主に、1t以上5t未満の事案が多い。

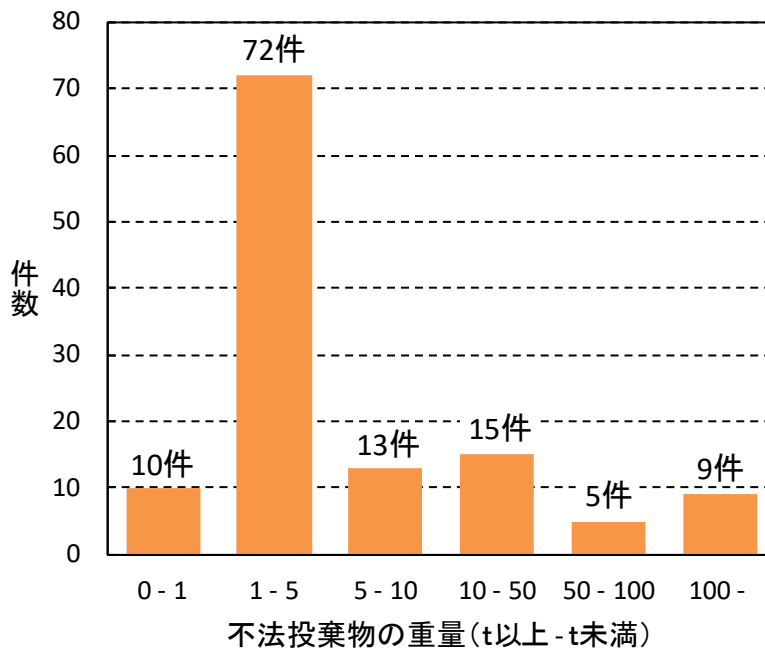


図3 不法投棄廃棄物の重量の分布

(2) 不法投棄場所

令和4年度に把握した不法投棄事案について、投棄場所別の内訳を図4に示す。図4aは件数の内訳を、図4bは重量の内訳を示している。

不法投棄場所別の件数及び重量は、原野 (32件、925t)、森林・山林等 (39件、229t)、農用地 (21件、556t)、河川敷・海岸等 (8件、16t)、その他 (24件、651t) となっている。

原野や農用地では1件あたりの重量が大きく、森林・山林等や河川敷・海岸等では小さい傾向にある。

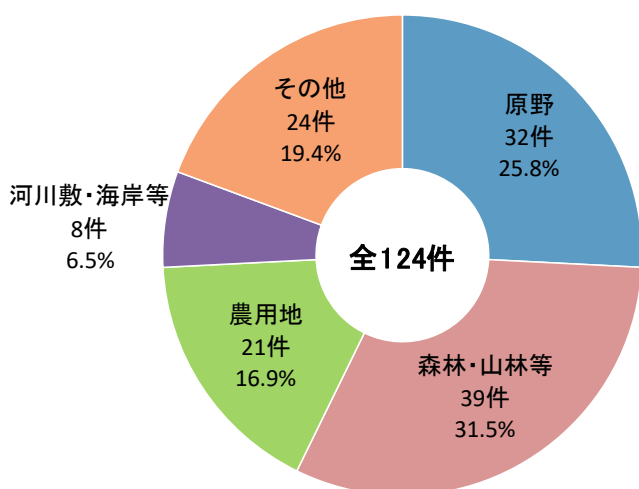


図4a 不法投棄場所の内訳(件数)

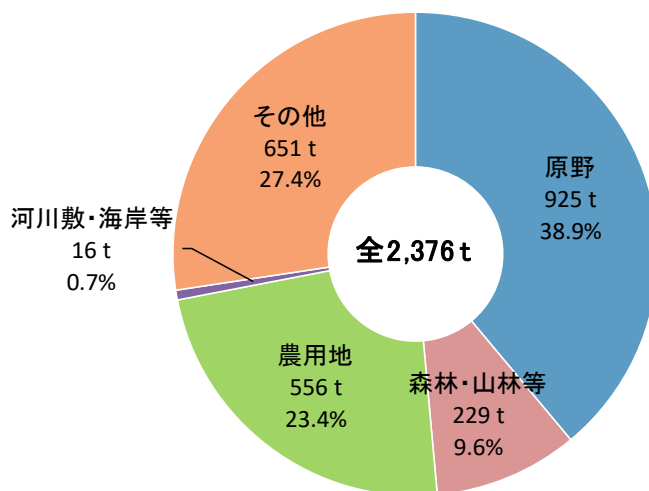


図4b 不法投棄場所の内訳(重量)

### (3) 不法投棄物の内容

#### ア 不法投棄物の種類の内訳

令和4年度における不法投棄物の種類の内訳を図5に示す。

不法投棄物の総重量2,376tのうち、一般廃棄物は762t(32.1%)、産業廃棄物は1,614t(67.9%)含まれていた。産業廃棄物の種類として、廃プラスチック類(廃タイヤ)540t(22.7%)、廃プラスチック類(その他)344t(14.5%)、廃プラスチック類(建設系)182t(7.7%)、廃プラスチック類(農業系)40t(1.7%)、建設混合廃棄物226t(9.5%)、金属くず24t(1.0%)、その他産業廃棄物259t(10.9%)が主な内訳となっている。

また、不法投棄物の種類と投棄場所の関係を表1に示す。河川敷・海岸等では一般廃棄物が、原野、森林・山林等、農用地及びその他(道路、墓地など)では産業廃棄物が多くを占めている。

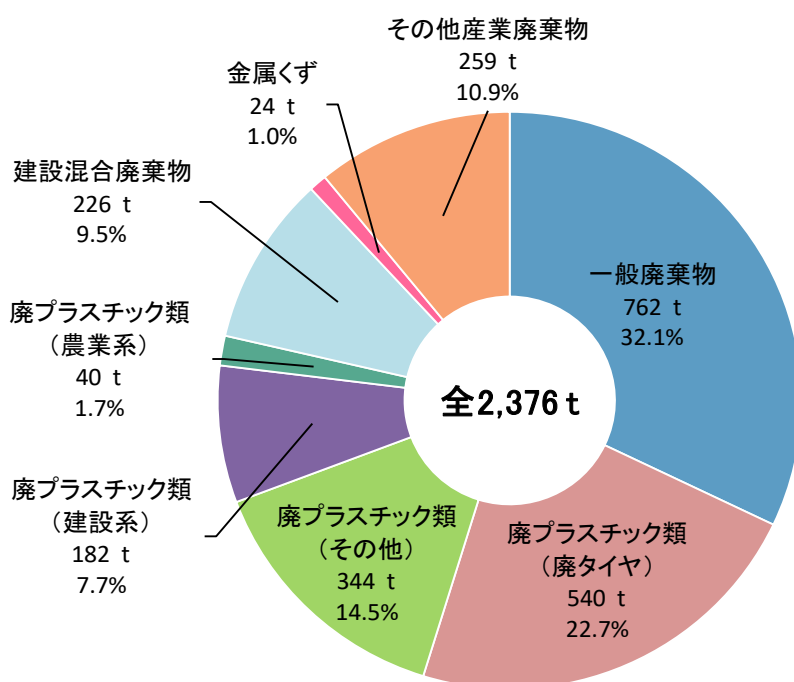


図5 不法投棄物の種類の内訳

表1 不法投棄物の種類と投棄場所の関係

廃棄物の種類		投棄場所					合計	全体重量に対する割合 (%)
		原野	森林・山林等	農用地	河川敷・海岸等	その他		
一般廃棄物		322	114	92	12	223	762	32.1
産業廃棄物		603	115	464	3	428	1,614	67.9
内訳	廃プラスチック類	569	5	340	0	191	1,106	46.5
	内訳							
	廃タイヤ	394	1	56	0	88	540	22.7
	その他	169	3	70	0	102	344	14.5
	建設系	5	1	176	0	0	182	7.7
	農業系	0	0	38	0	1	40	1.7
	建設混合廃棄物	0	0	10	0	216	226	9.5
	金属くず	14	1	0	0	9	24	1.0
その他産業廃棄物		21	109	114	3	13	259	10.9
合計		925	229	556	16	651	2,376	100.0

※単位はトン(t)

#### イ 一般廃棄物の内訳

一般廃棄物については、調査方法の関係上、自由記述としたことから詳細な内訳及び割合等は不明であるが、多くの事案で「廃家電類」、「粗大ゴミ」、「家庭ごみ」等が報告されている。加えて、複数種類の一般廃棄物が同一場所に不法投棄されている状況が多く報告されている。

#### ウ 産業廃棄物と一般廃棄物の混在状況

不法投棄場所における一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況は、産業廃棄物のみの投棄が 31 件（25.0%）、一般廃棄物のみの投棄が 71 件（57.3%）、混在状態の投棄が 22 件（17.7%）となっている。

### （4）不法投棄の行為者

#### ア 不法投棄行為者の種類

本調査において確認された不法投棄の件数 124 件のうち、不法投棄行為者が判明している事案が 21 件、行為者不明の事案が 103 件となっている。

行為者の内訳は、排出事業者によるものが 8 件、無許可業者によるものが 4 件、その他によるものが 9 件であった。

#### イ 不法投棄行為者に対する指導状況

不法投棄行為者が判明している 21 件については、県や市町村等の関係機関が協力し、行為者に対して適宜指導を行っている。7 件は全量撤去され、14 件は撤去指導中である。

### （5）不法投棄物の撤去

#### ア 不法投棄物の撤去件数

過去 5 年間の年度内撤去件数と年度末残存件数の推移を図 6 に示す。令和 4 年度に報告された 124 件のうち、同年度内に全量撤去された事案は 12 件であり、撤去により令和 4 年度末残存件数は 112 件となった。

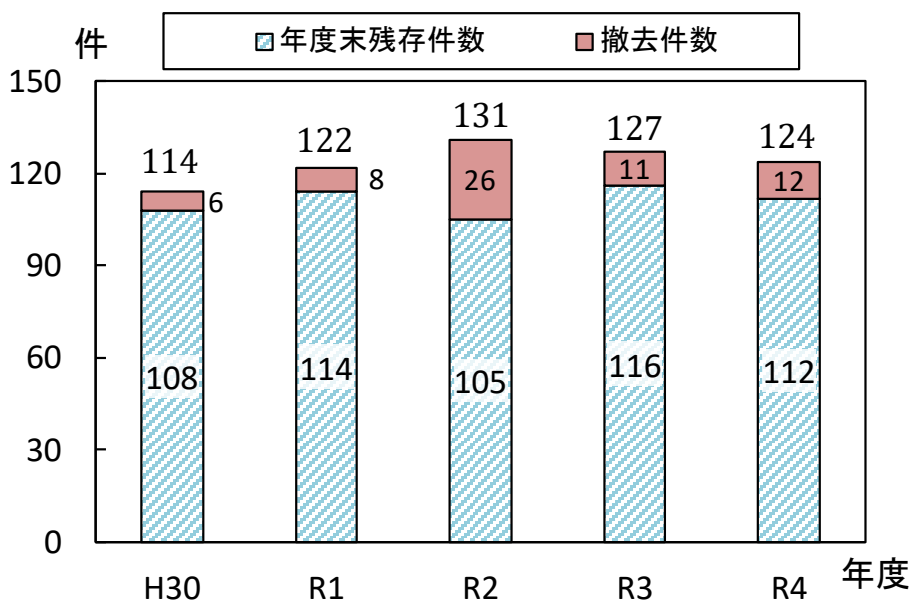


図6 年度内撤去件数と年度末残存件数の推移

イ 不法投棄物の撤去重量

年度内撤去重量と年度末残存重量の推移を図7に示す。総重量2,376tのうち、207tが撤去されたことにより、同年度末の残存重量は2,169tとなっている。

撤去された廃棄物の内訳は一般廃棄物が15t(7.4%)、産業廃棄物が192t(92.6%)となっている。

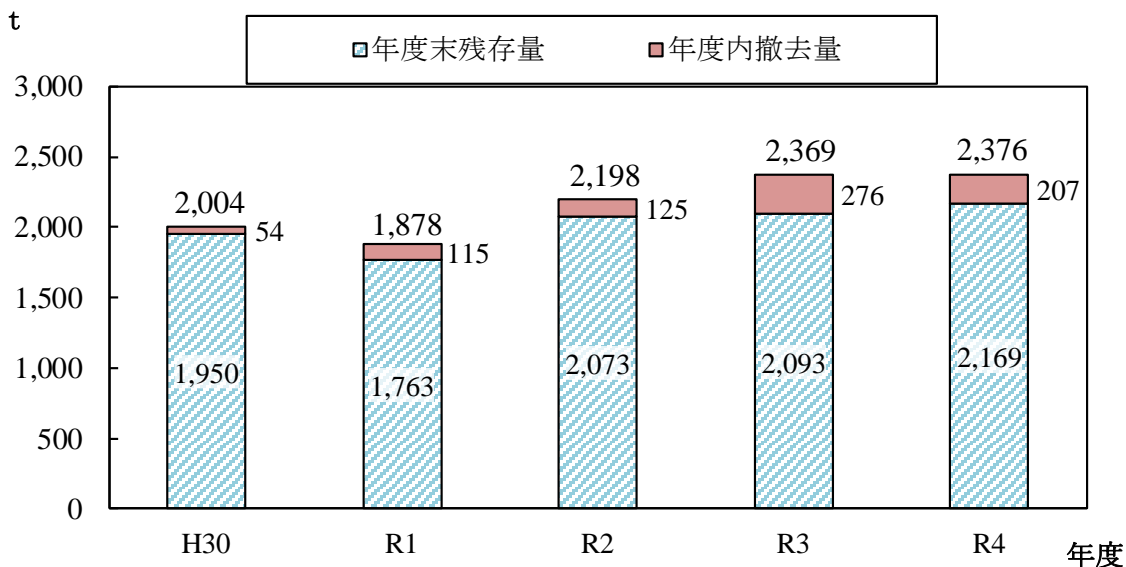


図7 年度内撤去重量と年度末残存重量の推移

(6) 撤去後（令和4年度末）の不法投棄の現状

ア 撤去後の不法投棄場所の内訳

撤去後に残存している不法投棄の件数112件について、投棄場所別の内訳を図8に示す。図8aは件数の内訳を、図8bは重量の内訳を示している。

投棄場所の内訳は、原野(30件、839t)、森林・山林等(32件、110t)、農用地(21件、556t)、河川敷・海岸等(7件、15t)、その他(22件、650t)となっている。

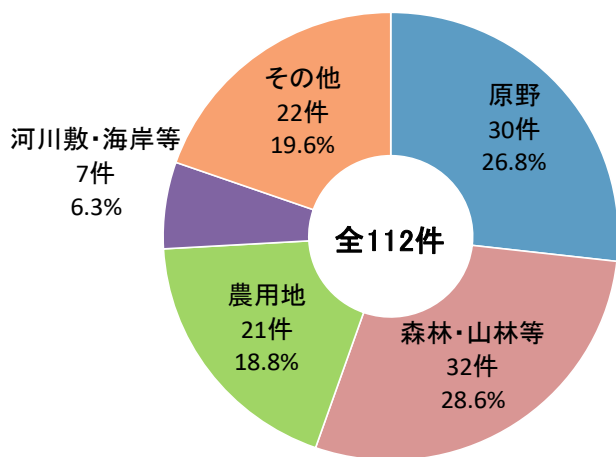


図8a 残存不法投棄場所の内訳(件数)

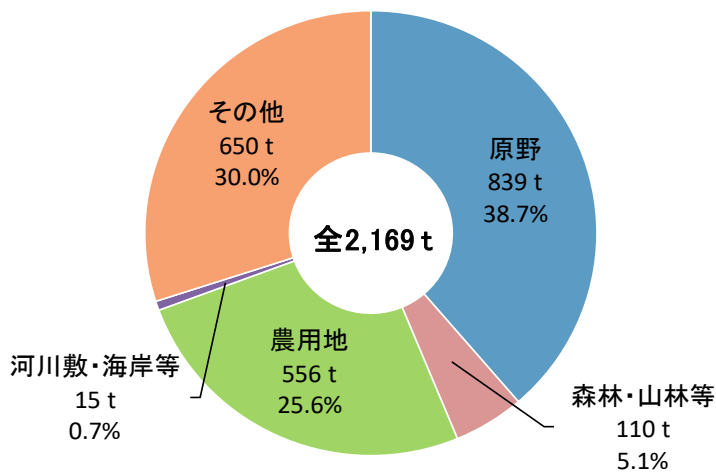


図8b 残存不法投棄場所の内訳(重量)

イ 撤去後の残存不法投棄物の種類の内訳

令和4年度末における撤去後の残存不法投棄物の総重量は2,169tとなっており、その内訳を図9及び表2に示す。

撤去後の残存廃棄物の総重量2,169tのうち、一般廃棄物は747t(34.3%)、産業廃棄物は1,422t(65.6%)であった。産業廃棄物の種類として、廃プラスチック類(廃タイヤ)532t(24.5%)、廃プラスチック類(その他)273t(12.6%)、廃プラスチック類(建設系)189t(8.7%)、廃プラスチック類(農業系)40t(1.8%)、建設混合廃棄物224t(10.3%)、金属くず14t(0.6%)、その他産業廃棄物152t(7.0%)が主な内訳となっている。

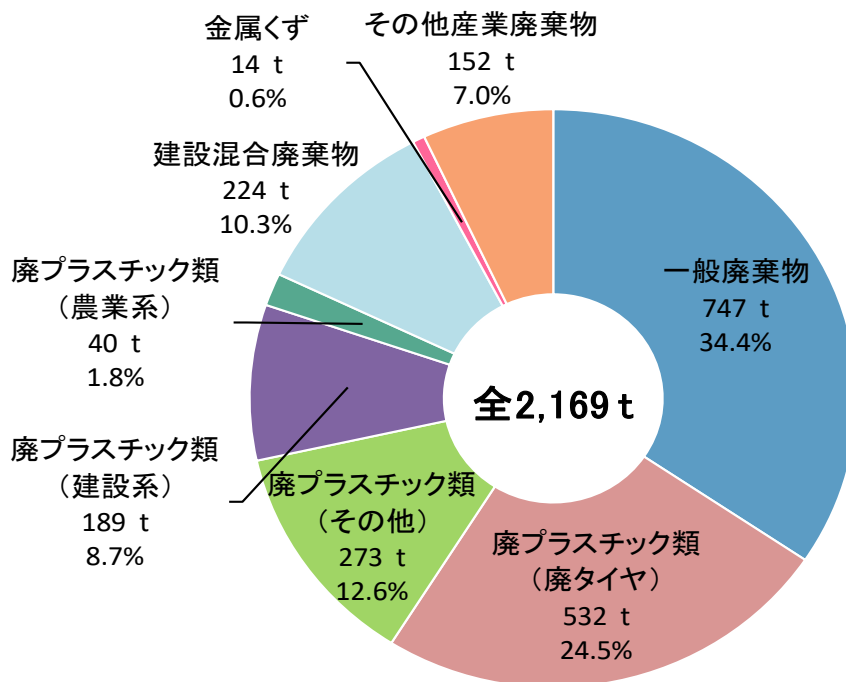


図9 残存不法投棄物の内訳

表2 残存不法投棄廃棄物の内訳(重量別)

廃棄物の種類	投棄場所					合計	全体重量に対する割合 (%)	
	原野	森林・山林等	農用地	河川敷・海岸等	その他			
一般廃棄物	317	101	92	11	226	747	34.4	
産業廃棄物	522	9	464	3	424	1,422	65.6	
内訳	廃プラスチック類	498	4	340	0	190	1,033	47.6
	内訳							
	廃タイヤ	387	1	56	0	88	532	24.5
	その他	99	3	70	0	101	273	12.6
	建設系	12	1	176	0	0	189	8.7
	農業系	0	0	38	0	1	40	1.8
	建設混合廃棄物	0	0	10	0	214	224	10.3
	金属くず	3	1	0	2	8	14	0.6
その他産業廃棄物	21	3	114	1	12	152	7.0	
合計	839	110	556	15	650	2,169	100.0	

※単位は「t」



(7) 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄件数の推移

各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄件数の推移を図 10 に示す。

例年、南部保健所は他の地域と比較して不法投棄件数が多い傾向にあるが、令和 2 年度以降件数が減少している。また、過去 5 年間の各管轄地域の件数の推移は、南部保健所管轄地域では減少傾向、その他の各保健所管轄地域及び那覇市では概ね横ばいまたは微増傾向となっている。

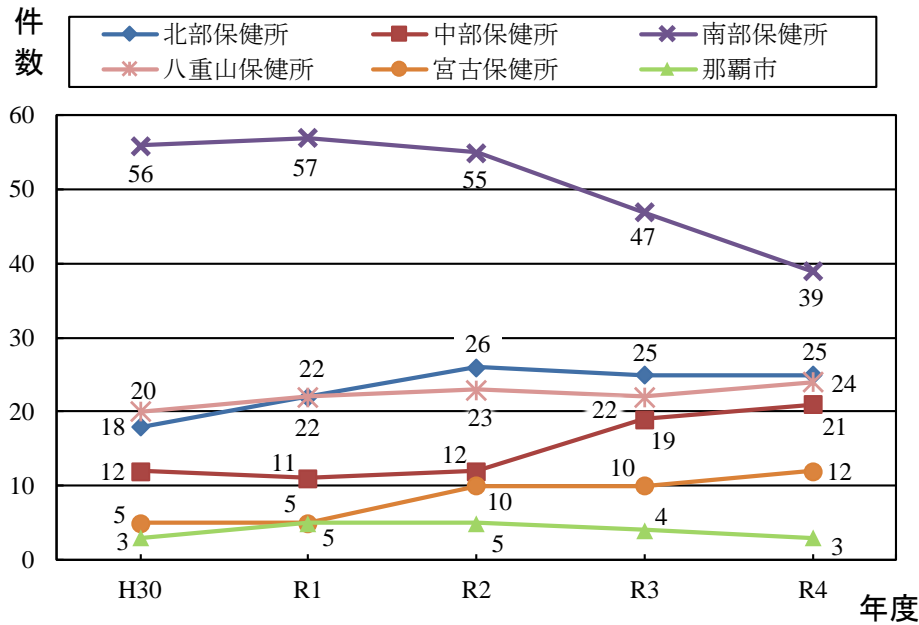


図 10 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄件数の推移

(8) 各保健所管轄地域及び那覇市における不法投棄物の内容

ア 各保健所管轄地域及び那覇市における不法投棄物重量の内訳

各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄内訳を図 11 及び表 3 に示す。図 11a は件数の内訳を、図 11b は重量の内訳を示している。件数では南部保健所管轄地域が多いが、重量では宮古保健所管轄地域が最も大きい。件数に占める重量が最も大きいのは宮古保健所管内地域で 1 件あたり平均 76 t、最も小さいのは八重山保健所管内地域で 1 件あたり平均 4 t である。

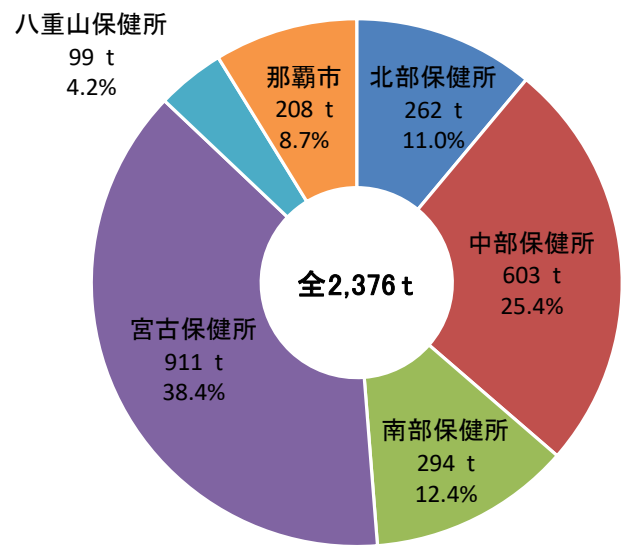
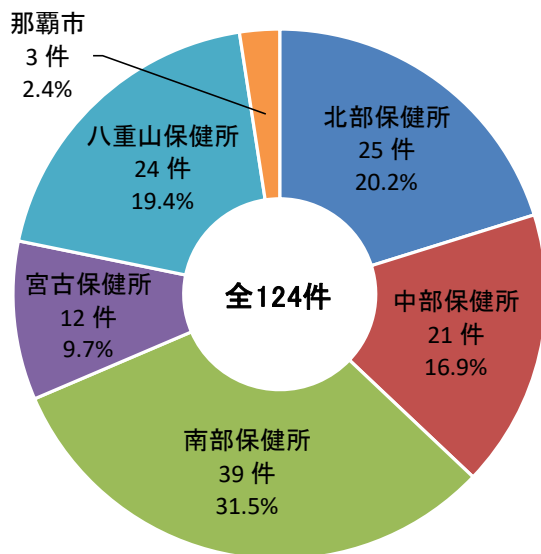


図 11a 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄状況 (件数)

図 11b 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄 (重量)

表3 各保健所管轄地域及び那覇市における不法投棄物の重量

保健所名	一般廃棄物重量(t)	産業廃棄物重量(t)	合計重量(t)	総重量に対する割合(%)
北部保健所	77	185	262	11.0
中部保健所	141	462	603	25.4
南部保健所	211	83	294	12.4
宮古保健所	44	867	911	38.4
八重山保健所	86	13	99	4.2
那覇市	204	4	208	8.7
合計	762	1,614	2,376	100.0

イ 一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況

各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄現場における一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況を表4に示す。

宮古保健所管轄地域では産業廃棄物のみが投棄されることが多く、中部保健所管内地域及び那覇市では一般廃棄物と産業廃棄物の混在割合が高い。それ以外の地域では一般廃棄物のみが投棄されることが多い。

表4 各保健所管轄地域及び那覇市における一般廃棄物と産業廃棄物の混在状況

保健所名	廃棄物の種類				合計
	一般廃棄物	産業廃棄物	混合		
北部保健所	16	5	4	25	
中部保健所	7	4	10	21	
南部保健所	26	9	4	39	
宮古保健所	3	9	0	12	
八重山保健所	18	4	2	24	
那覇市	1	0	2	3	
合計	71	31	22	124	

※単位は「件」

(9) 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄場所の内訳

各保健所管轄地域及び那覇市における不法投棄場所の内訳を表5に示す。

地域別で見ると、北部保健所管轄地域、中部保健所管轄地域及び八重山保健所管轄地域では森林・山林等における不法投棄が多く、南部保健所管轄地域では原野、農用地における不法投棄が多い。

表5 各保健所管轄地域及び那覇市の不法投棄場所の内訳

保健所名	投棄場所					合計	割合(%)
	原野	森林・山林等	農用地	河川敷・海岸等	その他		
北部保健所	7	13	2	1	2	25	20.2
中部保健所	2	10	3	1	5	21	16.9
南部保健所	12	4	11	4	8	39	31.5
宮古保健所	4	1	4	0	3	12	9.7
八重山保健所	7	11	1	2	3	24	19.4
那覇市	0	0	0	0	3	3	2.4
合計	32	39	21	8	24	124	100.0

※単位は「件」

### 3 本県の取り組み

#### (1) 概要

不法投棄等の廃棄物の不適正処理は、生活環境に支障を及ぼすだけでなく、自然や景観を損ね、観光振興にも影響を与えかねない重要な問題である。

このため沖縄県では、不法投棄防止対策として県、警察本部及び海上保安本部等で構成する「沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会」及び各保健所、市町村及び各警察署等で構成される「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置し、合同パトロールを実施している。

また、保健所の環境衛生指導員による監視指導體制に加え、平成14年度から本庁環境整備課に警察本部より警部1名を配置するとともに、平成16年度から警察官退職者を廃棄物監視指導員として各保健所に配置し、平成22年度には新たに不法投棄監視員（令和元年度に廃棄物監視指導員に統合）を創設し、同じく警察官退職者を任命している。

引き続き、県警、市町村等関係機関との連携、廃棄物監視指導員等の配置及び関連施策の実施により、指導・取締りの強化を図っていくこととする。

#### (2) 実施している関連施策

- ア 産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル法許可業者への監視指導等
- イ 排出事業者に対する監視指導及び法令遵守の周知
- ウ 沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会の運営及び関係機関の連携による不法投棄防止に関する合同パトロールの実施
- エ 本庁環境整備課に警察本部より警部1名を配置（平成14年度～）
- オ 沖縄県廃棄物監視指導員（警察官退職者）を保健所に配置（平成16年度～）
- カ 市町村職員併任による産廃処理施設立入
- キ 廃棄物不法処理防止ネットワーク会議を各保健所に設置（平成18年度～）
- ク 産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対する産業廃棄物処理に関する研修会の実施
- ケ 市町村産廃対策支援事業（市町村が行う監視カメラの設置、不法投棄防止看板設置等への補助金制度）（平成19年度～）
- コ 沖縄県不法投棄原状回復促進事業（不法投棄の原状回復を行う事業に対する補助金制度）（平成25年度～）
- サ 市町村等に対する不法投棄等監視カメラの貸し出し（令和2年度～）

#### (3) 産業廃棄物処理業者等への指導状況等

- ア 立入検査状況（令和4年度）

産業廃棄物処理業者	424回
（産業廃棄物）排出事業者	159回

イ 行政指導等の状況 (令和4年度)

告発	1件
措置命令	0件
改善命令	0件
取消処分	0件
停止処分	0件
報告徴収	26件
行政指導(警告書)	4件

## 4 まとめ

### (1) 不法投棄の件数

本調査では、不法投棄の件数が124件であり、前年度の127件と比較して減少する結果となった。

### (2) 不法投棄場所の内容

不法投棄場所は、人目のつきにくい原野、森林・山林等で過半数を占める。

### (3) 不法投棄物の内容

本調査では、県内における不法投棄の総重量が2,376tとなっており、そのうち一般廃棄物が762t(32.1%)、産業廃棄物が1,614t(67.9%)であった。前年度の調査では総重量2,369tとなっており、前年度と比較して増加している。

各不法投棄場所における不法投棄物の特徴として、河川敷・海岸等では一般廃棄物が多く、原野、農用地、その他(道路、墓地など)では産業廃棄物が多くを占め、森林・山林等では一般廃棄物と産業廃棄物がほぼ同じ割合で投棄されている(いずれも投棄重量での比較)。

産業廃棄物の重量別内訳では、「廃プラスチック類(廃タイヤ)」、「廃プラスチック類(その他)」、「建設混合廃棄物」が大部分を占めている。

また、一般廃棄物の不法投棄現場では、本来、家電リサイクル法に基づく処理が必要な廃家電(冷蔵庫、テレビ等)をはじめ、粗大ごみ、家庭ごみ等の投棄されている現場が多数報告されている。同一の場所に複数台の廃家電等が投棄されていることから、消費者の行為のみならず、無償又は安価で廃棄物回収を行う無許可業者による投棄の可能性も考えられる。

### (4) 不法投棄物の撤去と残存事案

令和4年度は、不法投棄の件数124件のうち、12件207tが年度内に全量撤去された。前年度調査の14件と比較すると全量撤去の件数は減少した。令和4年度末時点での不法投棄物撤去後の残存重量は約2,169tとなり、前年度調査の2,093tと比較すると約3%増加した。

### (5) 不法投棄の行為者及び対応状況

今回の調査で不法投棄行為者が判明している事案は、124件中21件であった。行為者が判明した事案のうち、排出事業者によるものが8件、無許可業者によるものが4件、その他によるものが9件であった。行為者が把握できている場合は、保健所、市町村等と協力しながら撤去等の指導を行うなどの対応を行っている。

また、不法投棄行為者が不明な場合については、今後も保健所等による不法投棄者の特定調査を強化するとともに、消費者や事業者に対して廃棄物処理法や家電リサイクル法等、リサイクルを推進する各種個別法の周知と適正な処理の推進を図り、新たな不法投棄を防止するために定期的な監視等、関係機関と協働して対応する必要がある。

# 参考資料

(令和5年12月現在)

## 廃棄物（不法投棄）関係機関一覧

名称	電話番号	FAX 番号	管轄地域
沖縄県 環境部 環境整備課 (本庁)	098-866-2231	098-866-2235	-
沖縄県 北部保健所 生活環境班環境保全グループ	0980-52-2636	0980-53-2505	国頭村、大宜味村、東村、名護市、 今帰仁村、本部町、伊江村、 伊平屋村、伊是名村
沖縄県 中部保健所 環境保全班	098-989-6610	098-938-9779	恩納村、宜野座村、金武町、 うるま市、沖縄市、読谷村、 嘉手納町、北谷町、北中城村、 中城村、宜野湾市
沖縄県 南部保健所 環境保全班	098-889-6846	098-888-1348	豊見城市、南風原町、南城市 与那原町、八重瀬町、糸満市 西原町、浦添市 渡嘉敷村、座間味村、久米島町 粟国村、渡名喜村、南大東村 北大東村
沖縄県 宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501	0980-72-8446	宮古島市、多良間村
沖縄県 八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243	0980-83-0474	石垣市、竹富町、与那国町
那覇市 環境政策課	098-951-3231	098-951-3230	那覇市

※那覇市は中核市であるため、県の保健所ではなく、市が管轄している。